

転出に関連するおもな手続き ※各種資格確認書・受給者証等を転出日まで使う予定のある方は、転出後に郵送で返却いただくことも可能です。

下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください。		手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
住所 戸籍	マイナンバーカードをお持ちの方	住所変更 ※新しく住み始める自治体で変更してください。			転出先の市区町村	
	→国外に転出される方	継続利用の手続き ※転出予定日の前日までに手続きが必要です。			本庁舎1階 市民課	
	印鑑登録をしている方	手続きは不要です。 (自動的に登録廃止になります。)				
保険 年金	国民健康保険に加入している方	・国民健康保険の脱退 ・資格確認書 または 資格情報のお知らせの返却	資格確認書 または 資格情報のお知らせ		本庁舎1階 市民課	
	→修学のために転出する方	転出先で引き続き鎌ケ谷市の 国民健康保険を使う手続き	在学証明書		本庁舎1階 保険年金課	
	→住所地特例に該当する施設に転出する方					
	→産前産後保険料免除を受けられている方	産前産後保険料（税）免除異動連絡票の 受取 ※転出先へ提出してください。			本庁舎1階 市民課	
	→世帯に後期高齢者医療制度の 加入者がいる方	・特定同一世帯異動連絡票の受取 ・旧被扶養者異動連絡票の受取 ※転出先へ提出してください。				
	75歳以上の方 または 65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	後期高齢者医療資格確認書の返却	後期高齢者医療資格確認書			
	→県外へ転出する方	負担区分等証明書の受取 (郵送の場合) ※転出先へ提出してください。				
	→県外の住所地特例に該当する施設に転出する方	住所地特例適用の手続き				
	各種認定証をお持ちの方	各種認定証の返却	・限度額適用認定証 ・限度額適用 ・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 など		本庁舎1階 保険年金課	
	未納となっている保険料のご相談	※「保険年金課」の窓口でご相談ください。				
高 齢	海外へ出国する方	これからの年金についてのご相談 国民年金の資格喪失届 ※希望者は、海外任意加入ができます。				
	→ 65歳以上の方（一部40～64歳の方）					
	→住所地特例に該当する施設に転出する方 (40～64歳の該当者を含む)	手続きは不要です。 (変更された新しく郵送される鎌ケ谷市の 介護保険被保険者証等をお使いください)				
	→要支援・要介護認定を受けていた方 (40～64歳の該当者を含む)	資格喪失届の手続き	(お持ちの方) 介護保険被保険者証・ 負担割合証・負担限度額認定証		総合福祉保健センター2階 高齢者支援課	
	→要支援・要介護認定を受けていない方	資格喪失届の手続き	(お持ちの方) 介護保険被保険者証			
障がい	未納となっている保険料のご相談	※「高齢者支援課」の窓口でご相談ください。				
	重度心身障がい者の医療費受給資格を お持ちの方	受給者資格変更または喪失	重度心身障がい者医療費受給者証 (交付されている方)		総合福祉保健センター2階 障がい福祉課	
こども	小学生・中学生のお子さんがいる方	転校手続き				
	【9月から3月の間の転出者】 次年度入学のお子さんがいる方 (年長・小学6年生)	入学校変更の手続き	通知類 (就学時健康診断通知 もしくは 入学通知)		本庁舎5階 学務保健室	
	就学援助を受給中の方	廃止手続き				
	児童手当を受給している方 (0歳～高校生年代)	児童手当資格の消滅手続き ※公務員世帯の方は勤務先に お問い合わせください。 ※転出先での申請遅れに 注意してください。			総合福祉保健センター2階 こども支援課	
	子ども医療費助成受給券をお持ちの方 (0歳～高校生年代)	受給者資格変更または喪失	子ども医療費助成受給券			
	放課後児童クラブを利用している方	放課後児童クラブ退会手続き				
	妊娠中の方 0歳のお子さんがいる方	母子健康手帳別冊の交換手続き (鎌ケ谷市の妊婦健康診査受診票、乳児健康診 査受診票は使えなくなります。)			転出先の市区町村	
	保育園・幼稚園等に入園している お子さんがいる方	・退園手続き ・認定取消手続き (こども誰でも通園制度を利用している 方も手続きが必要となります。)			総合福祉保健センター2階 幼児保育課	
	保育園の申請をしている方	・認定取消手続き ・申請取下げ手続き				
	ひとり親家庭等に該当している方	児童扶養手当の住所変更 ひとり親家庭等医療費助成の 資格変更または喪失	※受付窓口でご相談ください。 ひとり親家庭等医療受給券		総合福祉保健センター2階 こども支援課	
	特別児童扶養手当を受給している方	特別児童扶養手当の住所変更	※受付窓口でご相談ください。		総合福祉保健センター2階 障がい福祉課 ※必要なものがそろっていない くてもお立ち寄りください。	

上下水道の使用をやめる方	使用中止	お電話で手続きできます。		上下水道料金センター (県水お客様センター) 0570-001-245	
→井戸水の使用がある場合で、 下水道使用人数が変更になる方	使用人数変更	お電話で手続きできます。			
原付バイク・小型特殊を所有している方	廃車の申告	※受付窓口でご相談ください。		本庁舎 2 階 課税課市民税係	
軽二輪（125cc 超 250cc 以下）、 小型二輪（250cc）のオートバイを 所有している方	転出先管轄の運輸局にお問い合わせください。			転出先管轄の運輸局	
軽自動車所有している方	転出先管轄の軽自動車検査協会にお問い合わせください。			転出先管轄の 軽自動車検査協会	
鎌ヶ谷市に土地や家屋をお持ちの方	納税管理人のご相談			本庁舎 2 階 課税課土地係 課税課家屋係	
海外に転出される方	納税管理人のご相談			本庁舎 2 階 課税課市民税係 課税課土地係 課税課家屋係	
未納となっている税や料などのご相談	納付相談	※受付窓口でご相談ください。		本庁舎 2 階 収税課	

千葉県鎌ヶ谷市



〒273-0195
千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷
二丁目 6 番 1 号



鎌ヶ谷市ホームページ <https://www.city.kamagaya.chiba.jp/>

第 1.0 版 R7.12.10

開庁時間 あさ 8 時 30 分 ～ 夕方 5 時 00 分
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

手続きの内容によっては、受付時間ぎりぎりに来庁された場合、その日のうちに手続きを完了できないことがございます。時間に余裕をもって来庁いただきますよう、ご協力をお願いします。

手続きチェックシート
転出

他の市町村へ引越しされる方へ

忘れずにお持ちください。

転出届

- ・ 転出することが決まってから実際に転出するまでの間に、あらかじめ届出が必要です。
(転出するまでに届出ができなかった場合は転出後 1 4 日以内)

《届出に必要なもの》

- ・ 国外に転出される方でお持ちの方は「マイナンバーカード」

住み始めてから 14 日以内に、
転出証明書またはマイナンバーカードを持参して新しい住所地の市区町村役場で転入届をしてください。



関連する手続きは内側にあります。

必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を
証明できるもの、免許証、許可証>



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか

- ・ パスポート ・ 障害者手帳
- ・ 官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など



- ・ 健康保険の資格確認書
- ・ 基礎番号通知書（年金手帳）
- ・ 介護保険被保険者証
- ・ 顔写真付きの社員証、学生証など

代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。